

事務連絡
令和元年11月12日

一般社団法人 「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会 御中

内閣府プレミアム付商品券事業担当室

プレミアム付商品券購入対象者の申請手続き等に関する御協力のお願いについて

内閣府所管の行政事務につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

消費税・地方消費税の10%への引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を下支えすることを目的として実施しているプレミアム付商品券事業につきましては、10月から商品券の使用を開始したところです。

商品券購入対象の住民税非課税者と小さな乳幼児のいる子育て世帯のうち、住民税非課税者分については、商品券を購入するにあたり、原則として平成31年1月1日時点で住民票のある市区町村へ、商品券購入引換券の交付申請が必要となります。

申請書は、多くの市区町村で、購入対象と思われる方に個別に郵送するとともに、申請されていない方には、必要に応じて再度のお知らせも送付させていただいております。また、お手元に届いていない場合でも、住民票のある市区町村にお問合せをいただくことで、取り寄せることも可能です。

事業者の皆様におかれましては、まだ申請されていない方への呼びかけや、申請書の施設での取りまとめ、施設職員の方による代理申請等いただくことで購入対象者の便宜に資するかと存じます。また、商品券の購入や利用においても、施設職員の方が購入対象者に代わって商品券を購入いただくことや、購入対象者のための物品を購入いただくことも可能ですので、併せて御協力賜りますようよろしくお願いいたします。

貴団体におかれましては、本事業の趣旨に御高配をいただき、購入対象者の申請手続き等の御協力について、会員事業者の皆様にご周知いただけますと幸甚です。

なお、プレミアム付商品券事業の概要については、別添チラシに加え、下記の特設ホームページに掲載しております。申請期限については、11月頃から12月頃の市区町村が大半ですが、各市区町村によって異なりますので、特設ホームページまたは各市区町村へご確認ください。また、手続きについて御不明な点がございましたら各市区町村へご確認ください。特設ホームページにおいて各市区町村の問合せ先もご案内しております。

(参考)

■プレミアム付商品券特設ホームページ

<https://www.02premium.go.jp>

【担当】

内閣府プレミアム付商品券事業担当室

本間、大和田

電話：03-5253-2111（内線30985、30986）

確にん?

プレミアム付商品券

消費税率の引上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするためにプレミアム付商品券を発行します。



確認したら
申請にゃん!

25%もお得な
プレミアム付商品券

あなたは対象者? 確認にゃん!

住民税非課税の方

小さな乳幼児のいる
子育て世帯



(申請が必要)

2019年度分の住民税
(均等割)が
課税されていない方

(申請は不要)

2016年4月2日から
2019年9月30日までに
生まれたお子さまがいる世帯

カクニャン

お問合せ先

専用ダイヤル:

0570-02-2036

レッツ プレミアム

9時から18時(平日のみ)

02premium.go.jp

■IP電話からおかけの場合:050-3538-4557
■FAXでお問い合わせの場合:03-5690-5131

プレミアム付商品券



「プレミアム付商品券」を装う

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

市区町村や内閣府などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

プレミアム付商品券を購入できるのは？

① 非課税者分

2019年度分の住民税(均等割)が課税されていない方

ただし、下記に該当する方は除きます。

- ・住民税が課税されている方に扶養されている方(生計を一にする配偶者、扶養親族等)
- ・生活保護の受給者等



おひとりにつき、最大**2.5万円分**の商品券を**2万円**で購入できます。

② 子育て世帯分

2016年4月2日から
2019年9月30日までに
生まれたお子さまがいる
世帯の世帯主



おさまおひとりにつき、最大**2.5万円分**の商品券を**2万円**で購入できます。

①②両方の要件に該当する方は両方の立場で商品券を購入いただけます。

例えば・・・

非課税

夫婦2人の世帯で、
2人とも**非課税者**の場合

●「非課税者分」として**2人分**
2.5万円×2人=5万円分
の商品券を、
4万円で購入できます。

合計**1万円**もお得!!



非課税

子育て

夫婦2人・子2人(2歳&0歳)
の世帯で、4人とも**非課税者**の場合

●「非課税者分」として**4人分**
●「子育て世帯分」として**2人分**
2.5万円×6人=15万円分
の商品券を、
12万円で購入できます。

合計**3万円**もお得!!



課税

子育て

夫婦2人・子2人(2歳&0歳)
の世帯で、課税者である世帯主が
家族(非課税者)を扶養している場合

●「子育て世帯分」として**2人分**
2.5万円×2人=5万円分
の商品券を、
4万円で購入できます。

※非課税者分は該当せず

合計**1万円**もお得!!



プレミアム付商品券 申請から使用までの流れ(目安)

1 申請する (非課税者分のみ)

- ・住民票のある市区町村から申請書入手する。
※申請書は多くの市区町村で、購入対象の方に個別に郵送しています。
申請受付が始まって申請書が届かない場合は、2019年1月1日時点で住民票のある市区町村へお問い合わせください。
- ・申請書に必要事項を記入して、提出してください。
- ・申請期間：2019年7月頃から11月頃(市区町村の定める期間)
※子育て世帯分については申請は不要です。
- ※DV被害者で他の市区町村から住民票を移さずにお住まいの方については、現在お住まいの市区町村等にご相談ください。

2 商品券の 購入引換券が届く

- ・非課税者分については、申請書記載の住所に購入引換券が届きます。
- ・子育て世帯分については住民票記載の住所に世帯主の方宛てで購入引換券が届きます。

3 商品券を購入する

- ・市区町村が指定する窓口で、現金と購入引換券・本人確認書類を示し商品券を購入してください。
- ・商品券は5千円単位で購入することもできます。(5千円分の商品券を4千円で購入)
- ・購入可能期間：2019年10月頃から2020年2月頃(市区町村の定める期間)

4 商品券を使用する

- ・商品券は使用可能な期間中に、原則、発行元の市区町村内の使用可能な店舗でご使用ください。
- ・使用可能期間：2019年10月1日から2020年3月31日までの間で市区町村の定める期間
- ※商品券は、代理の方でも使用できます。 ※商品券の転売や譲渡は行わないでください。
- ※お釣りはできません。商品券1枚あたりの額面は小口とし、利用しやすい額としています。